

住友大阪セメント フロン類破壊業を本格的に開始

住友大阪セメント（社長：小田切康幸）は、全国4工場でフロン回収破壊法で定められているフロン類破壊業者の許可を取得、セメントキルンでのフロン類破壊業を本格的に開始します。

1. 概要

住友大阪セメントでは、これまでに赤穂工場及び子会社である八戸セメント株式会社で、フロン回収破壊法や家電リサイクル法の施行により回収が義務づけられたフロン類破壊業者の許可を取得し、試験的に処理を進めていました。今般、岐阜工場及び高知工場においても許可を取得したことで、処理の広域化が可能となり、また、破壊処理能力が4工場合計で年間1,500トンに達したことから、フロン類破壊処理を本格化いたします。

なお、当処理による処理収入は2年後に10億円を目指します。

2. フロン類破壊のメカニズムと安全性

セメントキルンでは、1,450以上の高温域であるキルン焼成部へフロン類を投入することによりフロン類が完全に破壊されます。また、フロン類破壊時に発生する塩化水素及びフッ化水素はアルカリ性であるセメント原料と反応し、フッ化カルシウム・塩化カルシウムとしてセメント中に取り込まれるため、副生成物は発生しません。このような確立されたフロン類破壊技術に加え、当社独自のフロン類供給技術を取り入れることにより、フロン類破壊効率99.9%以上で安全に破壊することを実現しました。

3. 各工場の許可取得時期及びフロン類破壊処理能力

工場名	許可取得時期	フロン類破壊処理能力
赤穂工場	平成14年9月	500トン/年
八戸セメント	平成15年7月	200
岐阜工場	平成15年11月	200
高知工場	平成16年2月	600
合計		1,500トン/年

4. 今後の展開

当社は、今後もフロン回収破壊法で定められている第一種特定製品（業務用冷凍空調機器の冷媒）、第二種特定製品（カーエアコンの冷媒）及び家電リサイクル法により発生する冷媒フロン、断熱材、断熱材中フロン等の破壊処理、ならびに今後予想されるオゾン層破壊物質、地球温暖化ガス等の無害化破壊処理など、セメントキルンを有効に活用した地球規模での環境保全に取り組んでいく予定です。

《参 考》

破壊できるフロンの種類

- ・ C F C、H C F C、H F C 及び混合冷媒等、全ての種類に対応しています。
- ・ 液体フロン (C F C - 11 等) への対応は現在検討中です。

C F C : クロロフルオロカーボン (塩素 フッ素 炭素)

H C F C : ハイドロクロロフルオロカーボン (水素 塩素 フッ素 炭素)

H F C : ハイドロフルオロカーボン (水素 フッ素 炭素)

フロン輸送

- ・ フロン類ポンペ等の輸送は当社では実施していません。
- ・ 輸送が必要な場合は、破壊業を営む工場へご連絡いただければ輸送業者をご紹介します。この場合の回収費用はお客様負担となります。

取扱いフロンポンペ

- ・ 取扱いポンペのサイズは、10kg ポンペ、20kg ポンペ、100kg ポンペを標準としています。

《本件に関する問い合わせ先》

住友大阪セメント株式会社 総務部広報グループ

TEL 03(5211)4505

以 上